



平成19年から 皆さんの住民税が変わります!

平成19年度の住民税納税通知書の発布時期が間近となりました。今月は給与所得者のうち特別徴収者（特別徴収義務者である事業所を經由）の方へ、来月は年金受給者や個人事業者などの普通徴収者の方へ通知書が送付されます。昨年末の広報12月号でもお知らせいたしましたが、平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わっております。

所 所得税の一部が住民税へ移
されます。住民税の税率が

所 所得税から住民税
への税源移譲

3段階から一律10%に、また、所得税の税率も4段階から6段階に変わります。これにより、一定の所得を超える高額所得者を除いて、ほと

住民税と所得税の税率（速算表）

課税所得金額	平成18年度以前		平成19年度以後	
	住民税	道民税	住民税	道民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
200万円超 700万円以下	8% - 10万円			
700万円超	10% - 24万円	3% - 7万円		

課税所得金額	平成18年度以前	平成19年度以後
	195万円以下	10%
195万円超 330万円以下	20% - 330,000円	10% - 97,500円
330万円超 695万円以下		20% - 427,500円
695万円超 900万円以下		23% - 636,000円
900万円超 1800万円以下	30% - 1,230,000円	33% - 1,536,000円
1800万円超	37% - 2,490,000円	40% - 2,796,000円

課税所得金額とは、総所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

どの方は、住民税が増えますが、その分所得税が減りますので、『所得税+住民税』の全体の負担額は基本的には変わりません。定率減税や老年者非課税措置の段階的な廃止等により、そ

れらに相当する税額分に限り負担増となります。給与所得者の方または年金受給者等（65歳以上の方）の収入の区分に応じて、それぞれのモデルケースを紹介します。

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円（年額）



	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	26,300円	
合計	418,000円	459,000円

なお、個人事業者の方については、年度間での所得の変動により、18年度分と19年度分の対比が困難なことから、今回はお知らせしていません。詳しいことを聞きたい方は、税務財政課（74-3003）へ。